

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年7月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和3年7月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ吉田店【A区画】
鹿児島市宮之浦町772番 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
令和2年11月30日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。
 - イ 店舗の新設にあたっては、来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 路外駐車場の設置にあたり、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - イ 駐車場には施錠バーを設置するなど、盗難防止対策に努めること。
 - ウ 駐輪場、自動二輪駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区分して、利用者の安全性の確保を図ること。
 - エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
 - (3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
 - ア 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - イ 騒音規制法の特定施設（定格出力が7.5kw以上の送風機（排煙設備）等）を設置する場合は騒音規制法に基づく必要な届出を設置30日前までに行うこと。

騒音規制法の特定施設を設置しない場合で、鹿児島市環境保全条例の特定施設（定格出力が5.5kw以上の圧縮機等）を設置する場合は鹿児島市環境保全条例に基づく必要な届出を設置30日前までに行うこと。
 - ウ 特定工場等に該当する場合は、規制基準を遵守すること。

騒音の予測において、騒音規制法及び鹿児島市環境保全条例の規制基準を超えているため、開店後、速やかに敷地境界で騒音測定を行い、規制基準を超えている場合は規制基準を遵守できるよう追加で対策を講ずること。

エ 計画通り，鹿児島市環境保全条例に基づき，看板，書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

オ 店舗周辺住民等から騒音，振動などに関する苦情の申し立てがあったときは，計画にあるとおり，誠意をもって対処すること。

カ 敷地内緑化にあたっては，特定外来生物，未判定外来生物は使用しないこと。また，「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」掲載種の種子は使用しないなど周辺の植生に配慮すること。

キ 区域内の樹木等の自然資源はできる限り保全し，生態系に配慮すること。

ク 一般廃棄物と産業廃棄物の区分，分別を徹底し，排出抑制とリサイクルに努めること。

ケ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬，処分の委託にあたっては，廃棄物処理業の許可の有無，委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。古紙類や産業廃棄物については，鹿児島市の施設では処理できないので注意すること。

コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づく報告を行うとともに，事業活動に伴い多量（月平均500kg以上）の一般廃棄物を排出する場合は，鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づき一般廃棄物の減量に関する計画書を作成すること。

(4) 都市計画について

ア 当該地は，地区計画に関する協議中であり，地区計画の都市計画決定を開発行為の工事完了までに行う必要がある。現在，地区計画の事業者案の提出待ちの状況であるが，事業者案提出後，都市計画決定までに約8～11カ月※の期間を要することから，事業者案の作成等を速やかに行い，都市計画課へ提出すること。

※ 都市計画審議会の開催時期によっては，さらなる期間を要する場合がある。

イ 当該地は，都市計画において以下の2つの地域に指定されている。

(ア) 「吉田都市計画区域」

かごしまコンパクトなまちづくりプランにおける「居住誘導区域外」，「都市機能誘導区域外」

(イ) 「吉田都市計画区域」，「特定用途制限地域（田園居住環境保全地区環境保全型）」

かごしまコンパクトなまちづくりプランにおける「居住誘導区域内」，「都市機能誘導区域外」

ウ 都市機能誘導区域外である当該地において誘導施設（物販店舗：150㎡以上）を有する建築物の建築行為を行うことから，都市再生特別措置法に基づき，着手の30日前までに届出を行うこと。

エ 本届出の所在地で行われている開発行為は都市計画法に基づく開発許可（指令土調開第27-121号）を受けているが，未完結である。必要な手続き等について，土地利用調整課と協議すること。

(5) 景観について

ア 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築等に該当することから、届出対象行為となるため、建築行為着手の30日前までに景観法に基づく届出を行うこと。

イ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(6) 建物について

建築基準法及び関係規定を遵守すること。

(7) その他

所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。